

## 第6章 入所受刑者の動向

本章においては、女性の入所受刑者の動向を、男性の入所受刑者と比較しながら概観する。

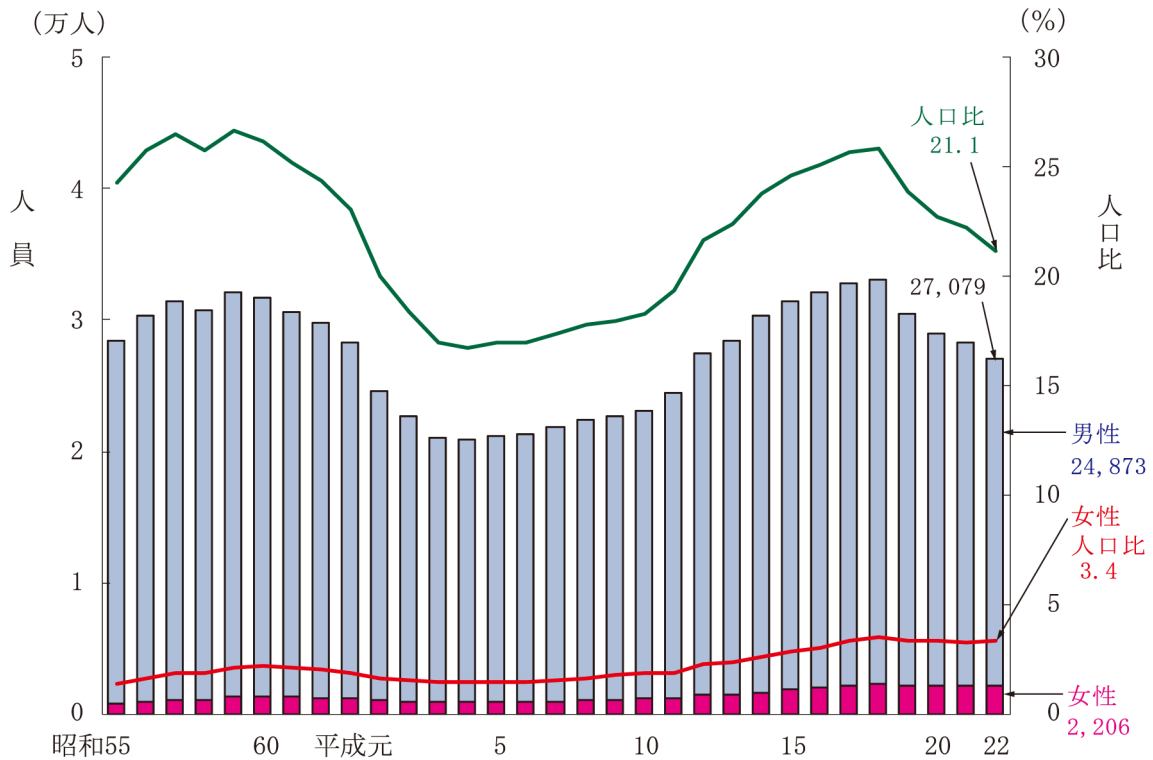
我が国において、女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。）は、札幌刑務支所，福島刑務支所，栃木刑務所，笠松刑務所，和歌山刑務所，岩国刑務所及び麓刑務所の7施設であったが，近年における女性受刑者の増加傾向に鑑み，平成19年4月からPFI手法による美祢社会復帰促進センター（女性受刑者の定員500人，なお，23年10月からは，増設により更に女性受刑者の定員300人を追加）の運営を開始するとともに，23年12月からは，加古川刑務所において増設した収容棟（女性受刑者の定員200人）の運用を開始している。

### 第1節 全体的な動向

#### 1 総数

昭和55年以降の入所受刑者の人員及び人口比（人口10万人当たりの入所受刑者人員）・女性人口比（女性10万人当たりの女性の入所受刑者人員）の推移を見たのが，**6-1-1-1**図であり，同年以降の女性の入所受刑者の人員及び女性比（入所受刑者人員に占める女性の比率をいう。以下この章において同じ。）の推移を見たのが，**6-1-1-2**図である。

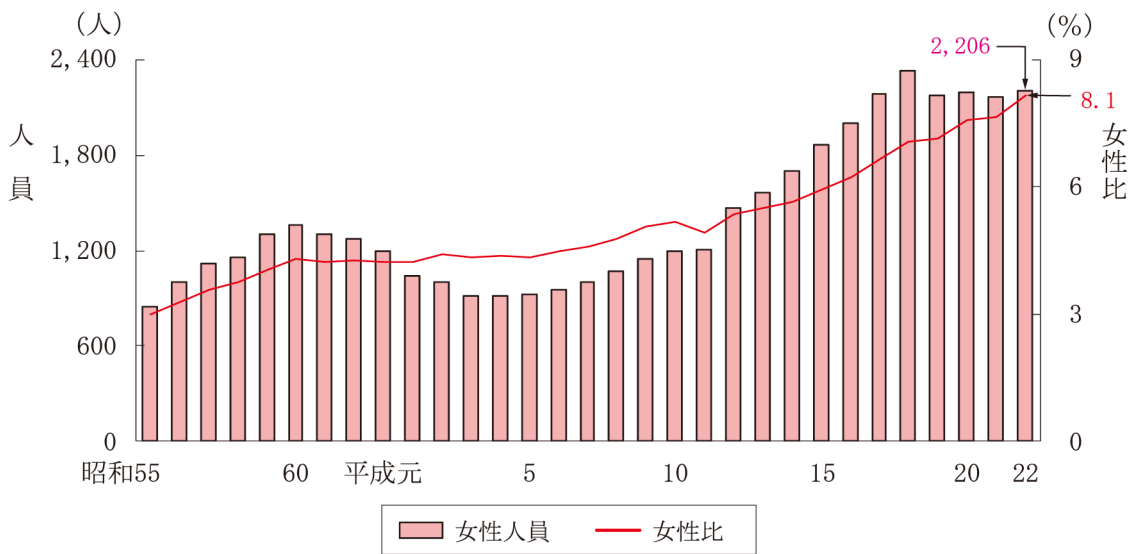
6-1-1-1 図 入所受刑者の人員・人口比の推移（男女別）



注1 矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。  
 注2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

6-1-1-2 図 女性入所受刑者の人員・女性比の推移

(昭和55年～平成22年)



注1 矯正統計年報による。  
 注2 「女性比」は、入所受刑者人員に占める女性の比率である。

入所受刑者全体の人員の推移について見ると、昭和59年に3万2,060人と第1のピークを迎えた後、減少を続け、平成4年には戦後最少の2万864人を記録したが、その後は増加を続け、18年には3万3,032人と昭和55年以降で最多を記録した（第2のピーク）。しかし、平成19年からは減少に転じ、22年は2万7,079人（前年比4.3%減）であった。

女性の入所受刑者人員については、昭和60年（1,363人）と平成18年（2,333人、昭和55年以降で最多）にそれぞれピークを迎えているが、両者を比べると、平成18年は昭和60年の約1.7倍に増加しており、平成19年以降もおおむね横ばいで推移している。一方、男性は、全体とほぼ同じ増減傾向を示し、昭和59年（3万762人）と平成18年（3万699人）にピークが見られるが、第1のピークの人員の方が若干多く、19年以降は減少傾向が続いている。

女性比は、昭和55年以降、ほぼ一貫して上昇傾向にあり、平成22年には8.1%（昭和55年（3.0%）の約2.7倍）にまで上昇している（CD-ROM資料15、16参照）。

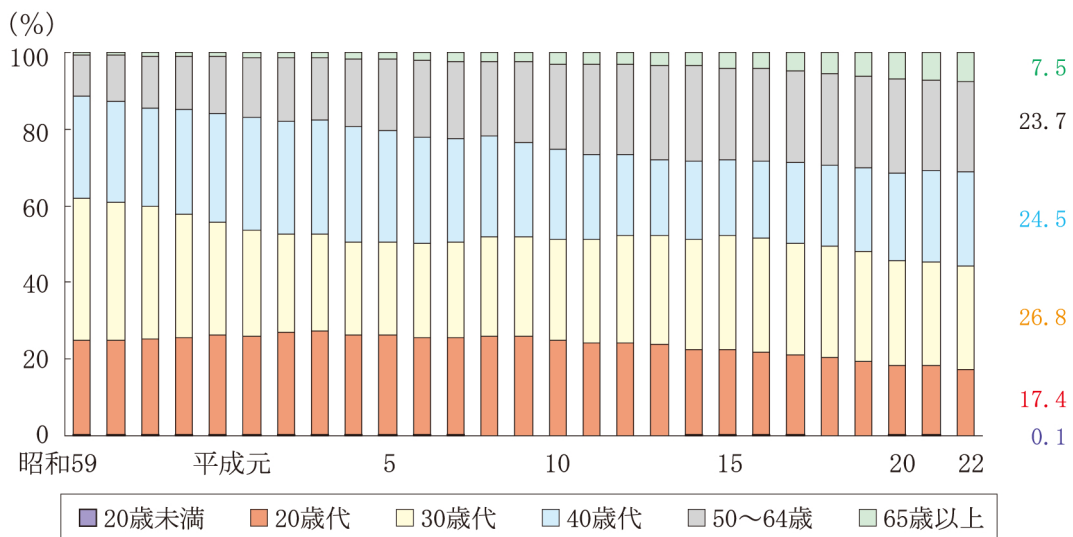
## 2 年齢層別

昭和59年以降の入所受刑者について、男女別に、年齢層別構成比の推移を見たのが、6-1-2-1図であり、また、近年増加の著しい65歳以上の女性入所受刑者の人員及び女性比について、同年以降の推移を見たのが、6-1-2-2図である。

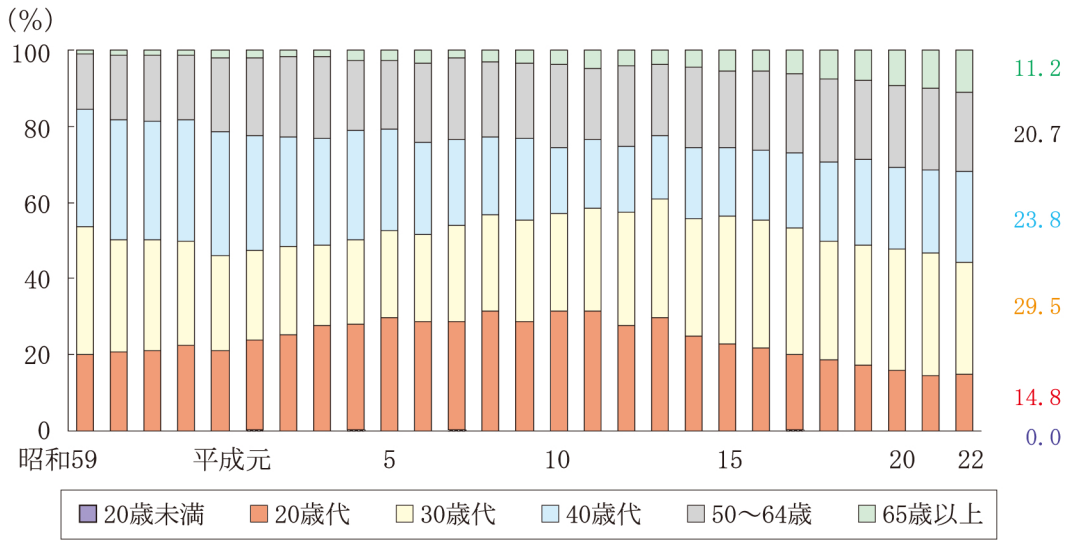
6-1-2-1図 入所受刑者の年齢層別構成比の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）

### ① 男性

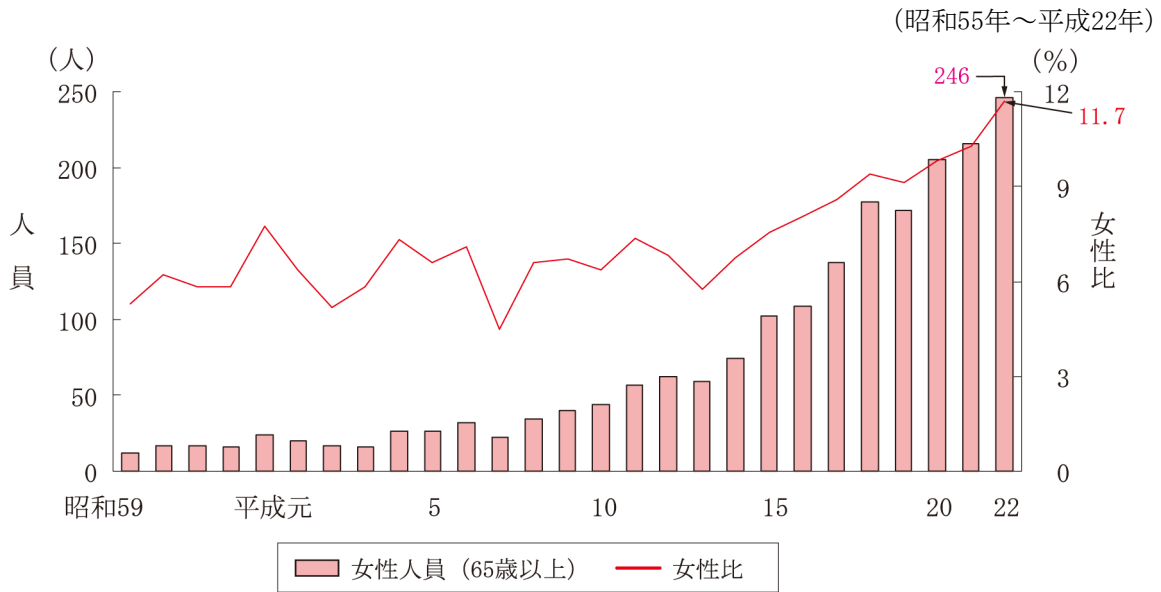


② 女性



注 矯正統計年報による。

6-1-2-2図 女性入所受刑者（65歳以上）の人員・女性比の推移



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、65歳以上の入所受刑者人員に占める女性の比率である。

年齢層別構成比の推移を見ると、男女ともに、ほぼ一貫して65歳以上の割合が上昇している。また、女性の20歳代は、平成10年前後には3割を超え、最も構成比の高い年齢層であったが、その後の低下が著しい。22年の年齢層別構成比は、男女ともに同じ順であり、30歳代が最も高く（女性：29.5%（650人）、男性：26.8%（6,665人））、次いで40歳代（女性：23.8%（526人）、男性：24.5%（6,104人））、50～64歳（女性：20.7%（456人）、男性：23.7%（5,901人））、20歳代（女性：14.8%（327人）、男性：17.4%（4,317人））、

65歳以上（女性：11.2%（246人）、男性：7.5%（1,858人））、20歳未満（女性：0.0%（1人）、男性：0.1%（28人））の順となっている。

女性の65歳以上の人員について見ると、女性入所受刑者全体の人員が平成18年にピークとなった後、他の年齢層がおおむね減少傾向で推移している中（ただし、22年には40歳代が大きく増加して526人と昭和59年以降で最多となった。）、65歳以上は増加が続いている。また、平成22年における65歳以上の人員を、男女別に昭和59年と比較すると、女性は約20.5倍と男性の約8.6倍よりも増加の程度が大きい。

65歳以上の構成比は、女性は平成15年以降、男性は18年以降、それぞれ5%を超え、男女ともにその後も上昇を続け、女性では21年に10%を超え、22年には、前記のとおり11.2%（男性は7.5%）に達している。このように、女性は男性以上に入所受刑者の高齢化が急速に進んでいる。

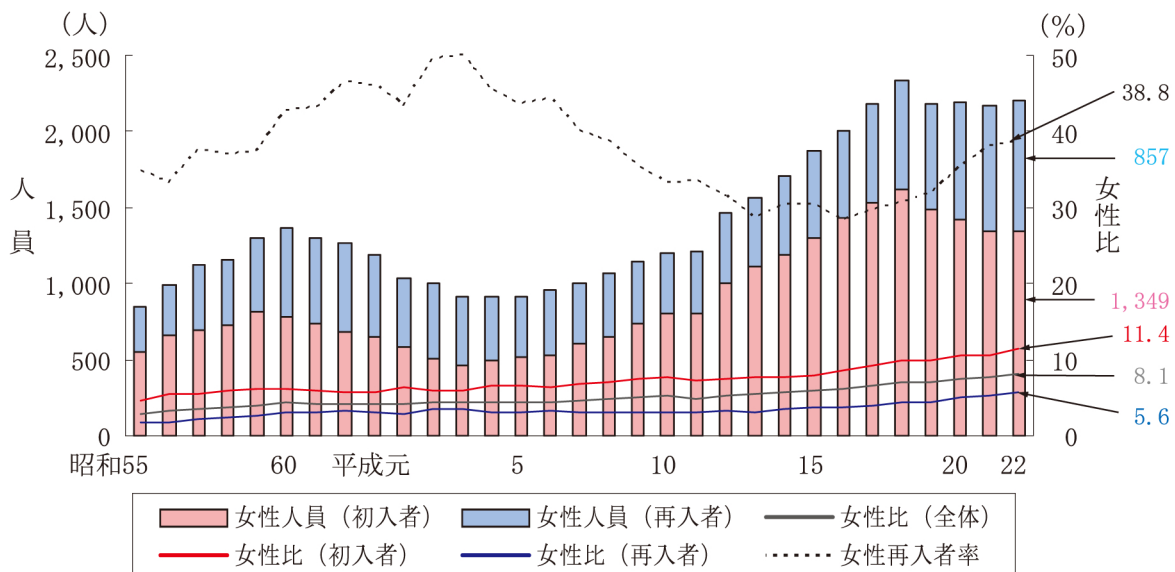
65歳以上の女性比は、昭和59年以降、4%台から7%台の間で上昇、低下を繰り返しながらおおむね横ばいで推移してきたが、平成14年から、ほぼ一貫して上昇傾向にあり、22年は11.7%であった（CD-ROM資料17、18参照）。

### 3 初入者・再入者別

昭和55年以降の女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員、再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）及び女性比の推移を見たのが、6-1-3図である。

6-1-3図 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）

（昭和55年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。  
 2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。  
 3 「女性再入者率」は、女性入所受刑者の人員に占める再入者の比率である。

女性の入所受刑者のうち、初入者の人員は、昭和59年に811人と第1のピークとなった後、減少を続け、平成3年に458人で底となって以降は、増加傾向を続け、12年に1,000人を超えてからは顕著な増加傾向を示し、18年に1,619人と第2のピークとなった後は、緩やかな減少傾向にある。また、再入者の人員については、昭和60年代に500人台でピークとなった後、減少し、平成4年から11年までは400人程度の低い水準でほぼ横ばいで推移していたが、12年以降は、増加傾向にある。19年以降、女性の入所受刑者全体の人員は横ばいで推移しているが、初入者・再入者別に見ると、初入者は減少し、再入者は増加しており、22年の初入者及び再入者の人員は、それぞれ1,349人と857人であり、再入者は昭和55年以降で最多となった。

なお、女性の再入者率は、昭和55年以降おおむね上昇傾向が続いていたが、平成3年に約5割に達した後は減少傾向となり、12年からは3割前後の横ばいで推移した後、17年以降は一貫して上昇しており、22年は38.8%であった。ただし、同年の男性の再入者率は、57.7%であり、女性は男性と比べるとかなり低い。

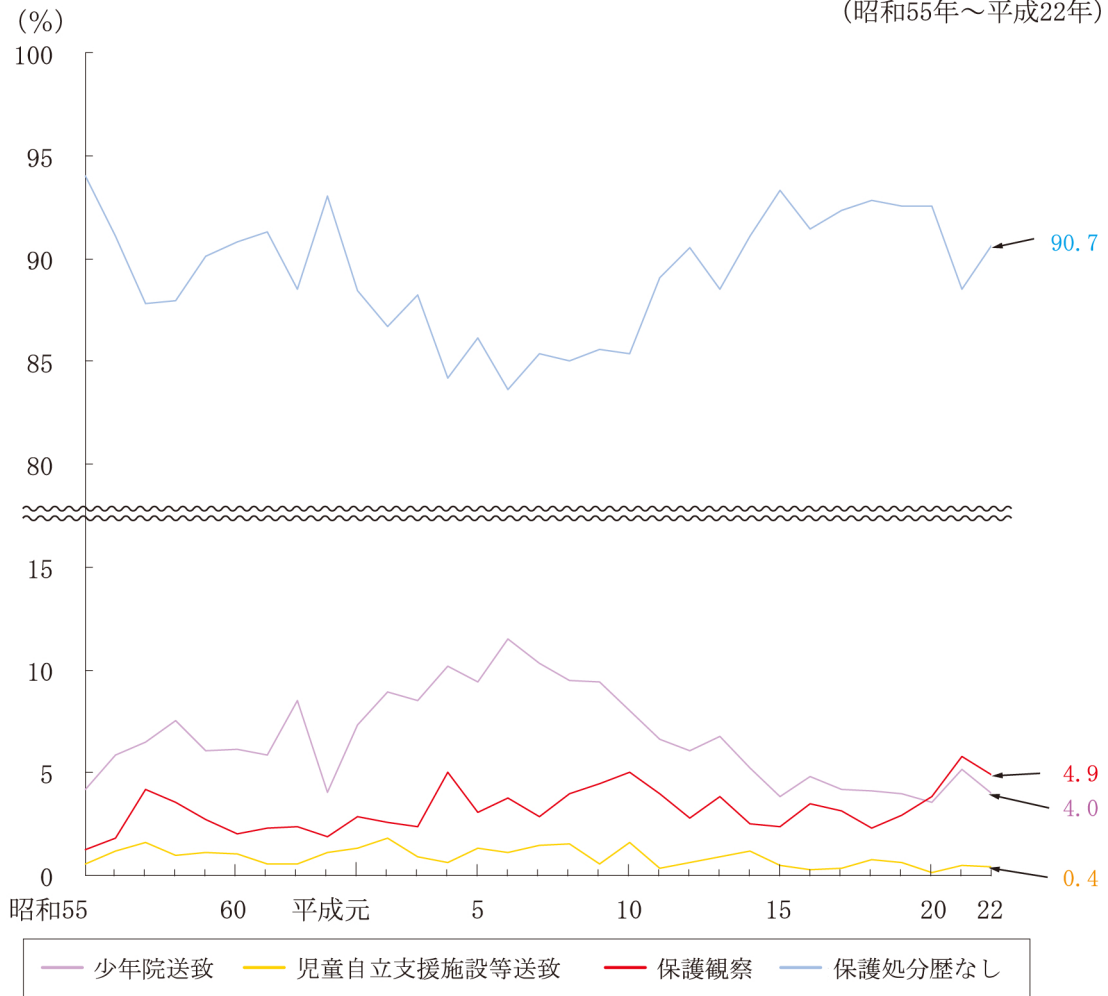
女性比は、初入者、再入者ともに、昭和55年以降おおむね上昇傾向にあり、初入者では平成19年以降10%を、再入者では20年以降5%を超えてそれぞれ推移しており、22年の女性比は、初入者が11.4%、再入者が5.6%と、共に昭和55年以降で最高であった(CD-ROM資料19参照)。

#### 4 初入者の保護処分歴

昭和55年以降の初入の女性入所受刑者について、保護処分歴別構成比の推移を見たのが、6-1-4図である。なお、複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、児童自立支援施設等送致、保護観察の順に、最も先に該当するものに計上している(以下この章において同じ)。

6-1-4 図 初入女性入所受刑者の保護処分歴別構成比の推移

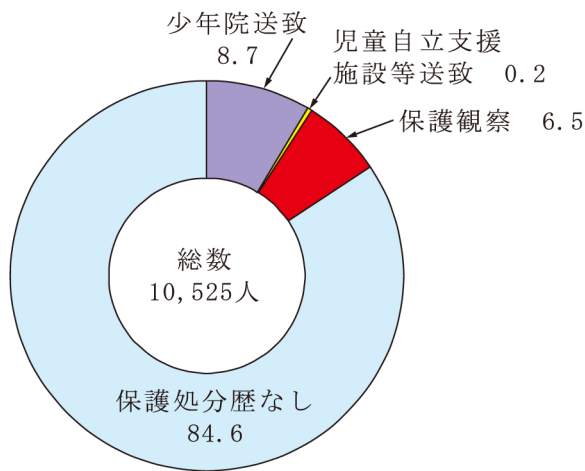
(昭和55年～平成22年)



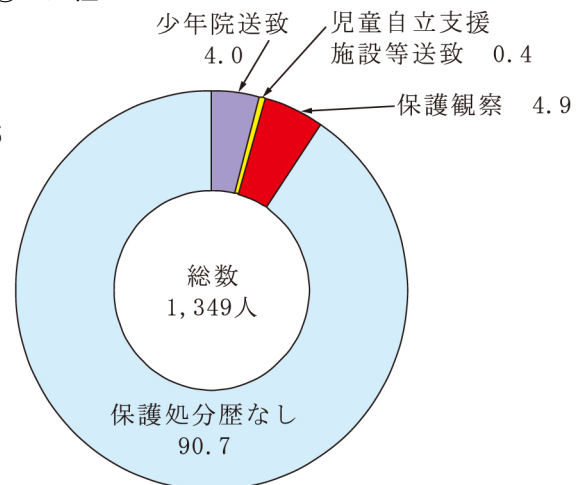
(参考) 初入入所受刑者の保護処分歴別構成比(男女別)

(平成22年)

① 男性



② 女性



注1 矯正統計年報による。

注2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。

注3 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、児童自立支援施設等送致、保護観察の順に、最も先に該当するものに計上している。

保護処分歴については、男女ともに、「保護処分歴なし」の構成比が圧倒的に高く、昭和55年以降、女性では83%台から94%台、男性では77%台から86%台の間で、両者ともにほぼ横ばいであるが、女性の方が男性よりも高い水準で推移している。

保護処分歴のうち、「少年院送致」の構成比について見ると、女性は、昭和55年以降、僅かながら上昇傾向を示していたが、平成6年の11.5%をピークに低下傾向となり、15年以降は4%前後で推移し、22年は4.0%（54人）であった。また、昭和55年以降、保護処分歴の中では、「少年院送致」が最も高かったが、平成20年以降は、「保護観察」の方が若干高くなっている。一方、男性は、保護処分歴のうち、「少年院送致」の構成比がほぼ一貫して最も高く（女性の同構成比よりも若干高い。）、昭和57年から平成11年までは10%を超えていたが、その後はおおむね7%台から8%台で推移し、22年は8.7%（920人）であった。

「保護観察」の構成比は、女性では1%台から5%台、男性では5%台から9%台の間で、それぞれほぼ横ばいで推移しており、「少年院送致」と同様、女性は男性に比べて若干低く、平成22年は、女性が4.9%（66人）、男性が6.5%（685人）であった。

「児童自立支援施設等送致」の構成比は、男女ともに極めて低く、女性では男性に比べて若干高い水準で推移しているものの、昭和55年以降2%を超えたことはなく、男性では同年以降1%未満で推移している。平成22年は、女性が0.4%（6人）、男性が0.2%（21人）であった（CD-ROM資料20参照）。

## 5 就労状況

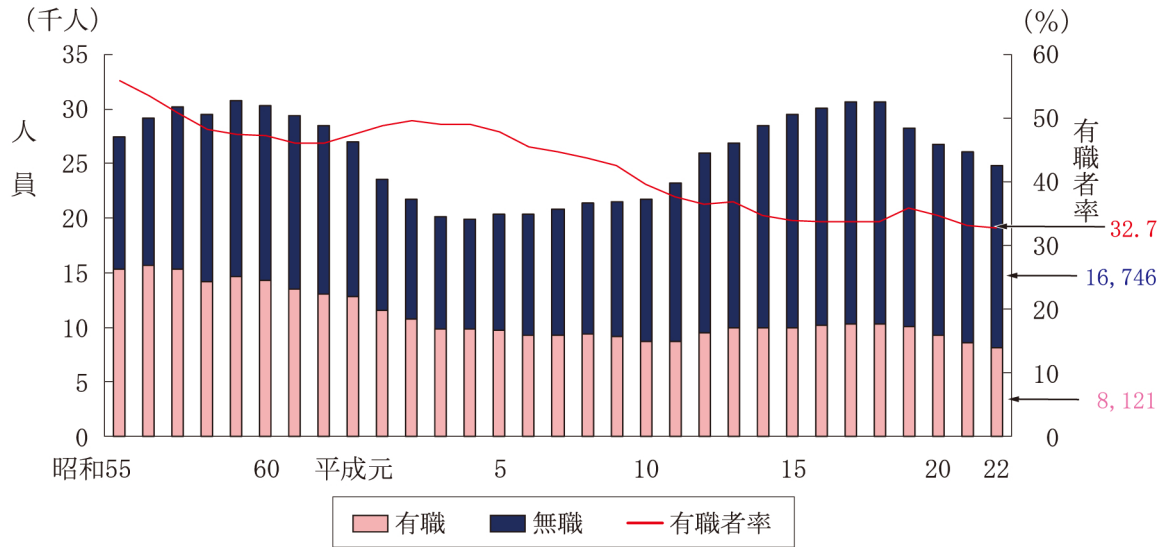
昭和55年以降の入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率（入所受刑者中の犯行時における有職者と無職者の合計に対する有職者の比率をいう。以下この章において同じ。）の推移を見たのが、6-1-5図である。



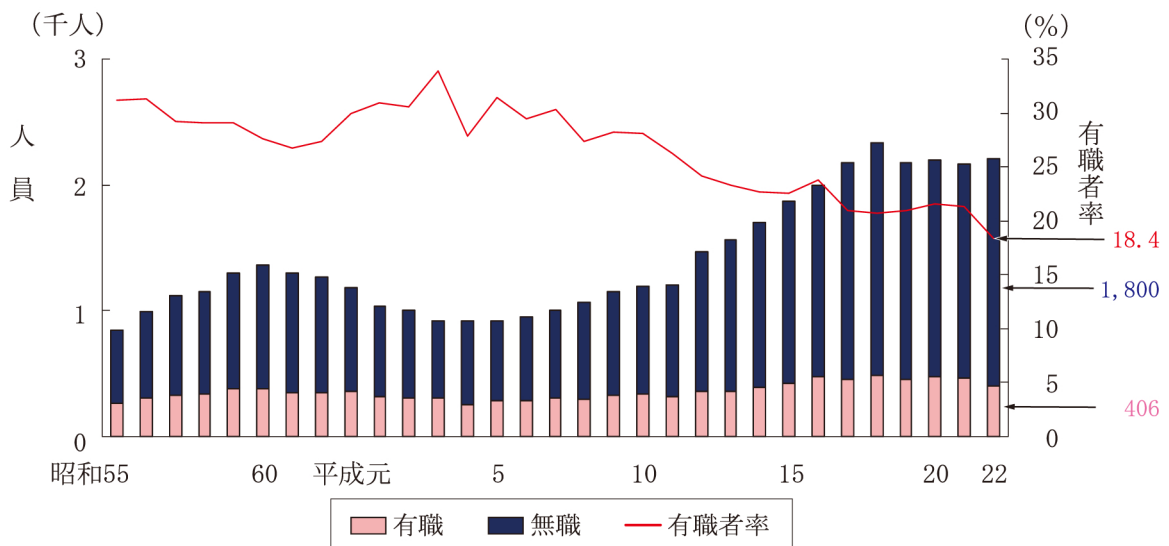
6-1-5図 入所受刑者の就労状況別人員・有職者率の推移

(昭和55年～平成22年)

① 男性



② 女性



- 注1 矯正統計年報による。
- 注2 「無職」は、学生・生徒及び家事従事者を含む。
- 注3 不詳者は除く。
- 注4 犯罪時の就労状況による。

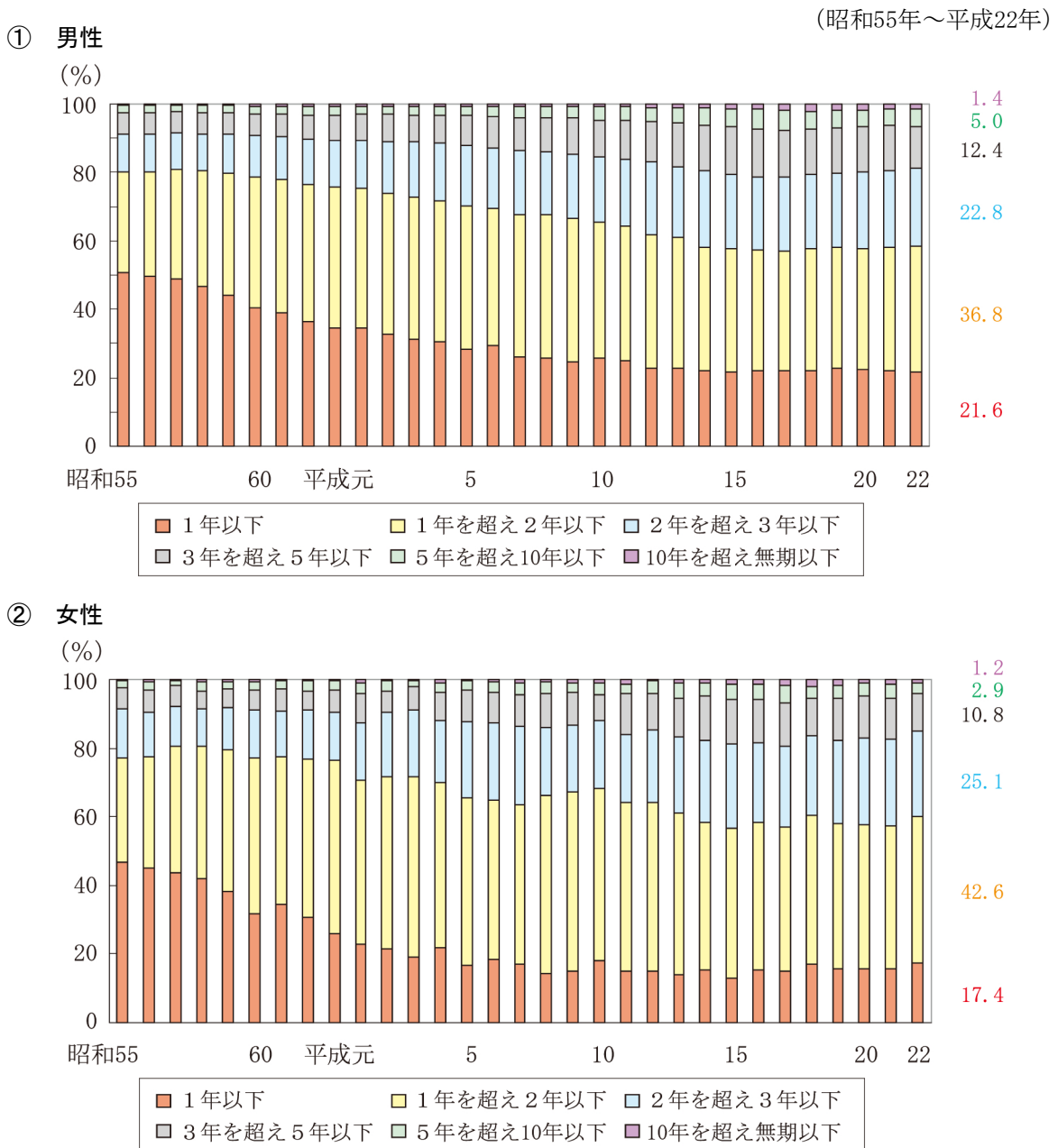
有職者率は、昭和55年以降、毎年女性の方が男性に比べて明らかに低い水準で推移している。女性の有職者率は、同年以降3割前後で推移していたが、平成11年から低下傾向となった後、17年以降は21%前後で横ばいであったが、22年は20%を割り、18.4%にまで低下している。一方、男性の有職者率は、昭和57年までは5割を超えていたが、次第に低下した後上昇し、平成2年に再び5割近くとなったものの、その後はおおむね低下傾向を続け、14年以降はほぼ30%台前半の横ばいで推移しており、22年は32.7%であった。

有職者率の男女間の差は、平成6年以前はおおむね10pt台後半で推移していたが、7年以降はおおむね10pt台前半で推移しており、その差は縮小してきている。22年の有職者率の男女間の差は、14.3ptであった（CD-ROM資料21参照）。

## 6 刑期

昭和55年以降の入所受刑者（懲役）について、男女別に、刑期別構成比の推移を見たのが、6-1-6図である。

6-1-6図 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比の推移（男女別）



注 矯正統計年報による。

以下、懲役刑、禁錮刑、長期刑（10年を超える刑期（無期を除く。）をいう。以下この章において同じ。）別に見ることとする。

### （1）懲役刑

懲役刑の人員は、男女ともに入所受刑者人員の大半を占めており、その推移は、全体とほぼ同様である。

懲役刑の刑期別構成比については、女性では昭和58年まで、男性では61年まで、それぞれ刑期が「1年以下」の構成比が最も高かったが、その後は、「1年を超え2年以下」の占める割合が「1年以下」を上回り、他の刑期と比べても顕著に高い割合で推移している。

刑期が「1年以下」の構成比は、昭和55年以降、男女ともに大幅な低下を続けた後、女性では平成5年以降15%前後で、男性では12年以降20%を若干上回った水準で、おおむね横ばいで推移している。また、「2年を超え3年以下」の構成比は、女性では5年以降「1年以下」を上回り、男性では12年以降「1年以下」と同水準で推移している。

平成22年の懲役刑の人員は、女性2,195人、男性2万4,720人であるが、各刑期区分の人員を対昭和55年比で見ると、女性では、「1年以下」が約1.0倍であるほかは、3～4倍台と大幅に増加しており（ただし、「10年を超え無期以下」は13倍（2人から26人に増加））、男性では、「1年以下」が約0.4倍と減少しているほかは、1～2倍台と増加している。なお、男女ともに、おおむね長期の刑期区分になるほど増加の程度が大きい。

平成22年の刑期別構成比は、男女ともに同じ順であり、「1年を超え2年以下」が最も高く、女性では42.6%（935人）、男性では36.8%（9,088人）であり、次いで、「2年を超え3年以下」（女性：25.1%（552人）、男性：22.8%（5,625人））、「1年以下」（女性：17.4%（382人）、男性：21.6%（5,347人））、「3年を超え5年以下」（女性：10.8%（237人）、男性：12.4%（3,062人））、「5年を超え10年以下」（女性：2.9%（63人）、男性：5.0%（1,243人））、「10年を超え無期以下」（女性：1.2%（26人）、男性：1.4%（355人））の順であった。

男女ともに見られる刑の長期化傾向の背景の一つには、犯罪に対する厳罰化傾向や累犯者の増加（本節（3）初入者・再入者別を参照）があると思われる。

### （2）禁錮刑

昭和55年以降の禁錮刑の人員の推移について見ると、女性では、人員は少ないものの増加傾向にあり、減少傾向にある男性と対照的である。女性は、平成元年を除いて、昭和55年から平成12年までは毎年10人未満で推移していたが、13年以降はほぼ毎年10人台で推移しており、22年は11人であった。一方、男性は、昭和55年（561人）から平成10年（104人）の底までおおむね減少傾向が続いた後、17年（232人）まで増加傾向にあったが、以降減少し、22年は146人（対昭和55年比約0.3倍）であった。

また、昭和55年以降、女性では、刑期が5年を超える者はおらず、「3年を超え5年以下」の者も、平成21年に2人、22年に1人見られるのみであり、男性でも、刑期が5年を越える者は極めて少数であり、18年に初めて1人を記録し、20年からは1～2名見られるようになった。

### (3) 長期刑

昭和55年以降の長期刑の人員の推移について見ると、男女ともに、同年以降増加傾向にある。ただし、女性では、平成9年以降、ほぼ毎年10人を超えるようになったものの極めて少なく、9割以上は男性である。

女性の長期刑の人員を刑期区分ごとに見ると、「10年を越え15年以下」は、平成13年まではおおむね一桁台で推移していたが、14年以降は10人台から20人台で推移しており、22年は10人と比較的少なかった。「15年を超え20年以下」は、極めて少ないが、16年以降ほぼ毎年5人以上で推移するようになった。「20年を超える（無期を除く。）」は、昭和63年に1人いたのみであったが、最近では、平成19年1人、21年2人、22年6人と、若干ではあるが見られるようになった。また、無期刑については、13年に初めて5人を超え、16年から19年までの間は10人前後で推移していたが、20、21年は再び5人未満となり、22年は5人であった。

一方、男性は、長期刑の人員が女性に比べて多く、「10年を越え15年以下」は、昭和55年以降100人前後で推移していたが、平成13年に200人を超えてからは増加傾向となり、18年に364人とピークを迎えた後は減少に転じ、22年は177人であった。「15年を超え20年以下」は、12年以降増加傾向にあり、17年に102人と大幅に増加してからは100人前後の水準で推移し、22年は81人であった。「20年を超える（無期を除く。）」は、17年まではほとんどおらず、1人の年が数回あった程度であったが、18年8人、19年39人と急増し、その後は増加傾向にあり、22年は52人であった。また、無期刑については、昭和55年から平成14年までは20人台から60人台の間で推移していたところ、15年から18年までは毎年100人を超えたが、19年以降は減少に転じ、22年は46人と大幅に減少した。

平成16年12月8日の刑法の一部改正により、刑法14条2項において「有期の懲役又は禁錮を加重する場合には30年にまで上げることができ」とされ、この改正法は17年1月1日から施行されたが、18年以降、20年を超える有期刑の者が急増した背景の一つには、この改正法の施行があるものと思われる。

なお、死刑の執行人員のほとんどは男性であり、女性は、昭和55年以降では平成9年に1人いたのみである。男性でも、20年の15人のほかは、多い年でも5人前後である。22年は、女性が0人、男性が2人であった（CD-ROM資料22参照）。